

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ（続報2）

令和7年2月13日
株式会社あそしあ少額短期保険

令和7年2月4日からの大雪により、被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域において被害を受けられたご契約者の皆様に、「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」について、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口：0120-953-827

受付時間：月～金午前9時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

事故受付：0120-936-058（AI電話事故受付）

受付時間：24時間365日対応

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

都道府県	法適用日	災害救助法適用市町村
福島県	2月7日	会津若松市（あいづわかまつし） 喜多方市（きたかたし） 南会津郡檜枝岐村（みなみあいづぐんひのえまたむら） 南会津郡只見町（みなみあいづぐんただみまち） 南会津郡南会津町（みなみあいづぐんみなみあいづまち） 耶麻郡北塩原村（やまぐんきたしおばらむら） 耶麻郡西会津町（やまぐんにしあいづまち） 耶麻郡磐梯町（やまぐんばんだいまち） 耶麻郡猪苗代町（やまぐんいなわしろまち） 河沼郡会津坂下町（かわぬまぐんあいづばんげまち） 河沼郡湯川村（かわぬまぐんゆがわむら） 河沼郡柳津町（かわぬまぐんやないづまち） 大沼郡三島町（おおぬまぐんみしままち） 大沼郡金山町（おおぬまぐんかねやままち） 大沼郡昭和村（おおぬまぐんしょうわむら） 大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）
	2月9日	岩瀬郡天栄村（いわせぐんてんえいむら） 南会津郡下郷町（みなみあいづぐんしもごうまち）
	2月10日	郡山市（こおりやまし）
新潟県	2月7日	長岡市（ながおかし） 東蒲原郡阿賀町（ひがしかんばらぐんあがまち）

2月9日	十日町市（とおかまちし） 魚沼市（うおぬまし）
2月10日	上越市（じょうえつし） 中魚沼郡津南町（なかうおぬまぐんつなんまち）
2月12日	妙高市（みょうこうし）

以上